

# 上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会 調査報告書【再発防止策実施状況報告書】【概要版】

## ①事件概要

平成29年10月30日、上尾市西貝塚環境センターの業務に関する入札を巡り、当時の上尾市長（元市長）及び上尾市議会議長（元議長）並びに明石産業(株)代表取締役（社長）らが共謀の上、秘密事項を漏らしたとして、官製談合防止法違反や公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

さらに、センター業務に関し、社長と元議長はあっせん贈収賄の疑いで、また、社長と元市長は受託贈収賄の疑いで、再逮捕、起訴され、平成30年4月までには、起訴事実すべてについて、全員有罪判決が確定した。

## ②再発防止策の提言・実施【概要】

事件を受け、平成30年5月24日に上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会が設置された。同委員会は、背景事情や原因等を調査分析し、入札制度の問題、三者の癒着関係、元議長の職員人事等への不当介入、議会の監視機能の欠如、政治家の政治倫理・コンプライアンスの欠如、職員のコンプライアンスの欠如、既存内部通報制度の機能不全を指摘し、平成31年3月18日に10項目の再発防止策を提言した。

本報告書は、これらの提言について事件発覚後から今日までの市の取り組みをまとめ、同委員会の元委員による外部評価（評価会）を経て報告するものである。

## ③評価会からの評価結果【全体】

上尾市は、市幹部職員や市議会議員の関与する度重なる不祥事を受け、各種制度改革をしているようではあるが「仏を作って魂入れず」の格言が脳裏をよぎる。

市政に対する上尾市民の信頼回復は未だ遠いことのように思われるが、公正公平な新しい上尾市の実現のために強固な意志をもって、なお一層の改革を進めていただくことを強く望むものである。

## ④評価を受けて

市は、今日まで提言の一つ一つに真摯に向き合い、今後、二度とこのような事件が起こらないように再発防止策を講じるとともに、信頼回復に向け職員一同、全力を注いでまいりました。

この度、評価会からは取り組みに対して一定の評価とともに、厳しいご意見も多数いただきました。

私たちはこれを真摯に受け止めて、今後は法令遵守のもと、成立させた各種制度の運用を通じて「市民の信頼」を取り戻すため、不退転の覚悟をもって公正な政治、公平な行政をしっかりと推進してまいります。

上尾市長 畠山 稔

再発防止策の提言・実施状況【詳細】		評価会からの評価結果【個別】	
提言1 入札制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制の効果検証。</li> <li>・ 「上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」の厳格運用。</li> <li>・ 上尾市建設工事等請負業者審査委員会委員への外部有識者加入。</li> </ul>	概ね実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の実施はなされているが、契約に関する様々な不正を防止するには、個々の提言内容の実施だけに止まらない</li> <li>・ 請負審査会への法曹資格者の加入は評価できるが、あくまで職員である。より客観的に判断できる外部有識者を加えるべき</li> <li>・ 執務を行うのは職員であり、制度を作って終わりではない。厳格に管理すること</li> <li>・ 強い要望に対して不適切な事務執行で応えることをしなくて済むような仕組みを整えるべき</li> </ul>
提言2 政治倫理条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の①～⑤を含む条例の制定</li> <li>①政治倫理基準の明示</li> <li>②資産公開制度</li> <li>③政治倫理審査会の設置</li> <li>④市民の審査請求権</li> <li>⑤市民の問責権</li> </ul>	概ね実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員倫理条例には「資産公開制度」が盛り込まれていないこと、「請負禁止」では1親等のみの禁止であり例えば兄弟の会社は範疇外であること、「審査請求」の要件が厳しく実質機能しないのではないかと危惧するため、道半ばである</li> <li>・ 市長等および市議会議員においては条例の正しい運用が行われるよう覚悟をもって対処していただきたい</li> </ul>
提言3 職員倫理条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の①～③を含む条例の制定</li> <li>①職員倫理基準の明示</li> <li>②内部通報制度の見直し</li> <li>③不当な要求を断れる組織体制の確立</li> </ul>	概ね実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の遵守状況をモニタリングして課題に対応すること</li> <li>・ 市議会議員や市民等からの要望に対する記録文書を作成すべき</li> <li>・ 公益通報制度を機能させる必要がある</li> <li>・ 条例の職員への周知徹底、運用を通じての制度改善を行い、職務倫理への意識を高めて頂きたい</li> </ul>
提言4 執務室への立ち入り制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執務室への立ち入りを制限する規程の制定</li> <li>・ 物理的な対策の実施</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真摯に取り組み実施がなされている</li> <li>・ 市議会の元議員は一般市民であり、同様に入室制限をするべき</li> </ul>
提言5 面会記録作成の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面会記録作成の徹底</li> <li>・ 市長室や議長室等への防犯カメラの設置</li> </ul>	概ね実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真摯に取り組み、一定の実施がなされている</li> <li>・ ブロック問題においても、市議会議員との現場立会を証する記録が無いことは遺憾。現場での立ち合い時の記録も必要である。</li> </ul>
提言6 コンプライアンス意識の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス意識の徹底を図る研修の継続的な実施</li> <li>・ 入札や契約に特化した研修の実施</li> </ul>	努力を要す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度ができて職員や議員の意識が変わらなければ実施したとは言えない</li> <li>・ コンプライアンス研修は全職員が必ず年1回は受講するべき</li> <li>・ 市幹部や市議会議員こそ研修をすべき</li> </ul>
提言7 法曹有資格者の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法曹有資格者（弁護士）を職員として採用</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士の採用は市民にとっても安心感を与える</li> <li>・ 法曹資格者の採用を継続し、複数採用も検討すること</li> <li>・ 評価会において、職員は市民からの信頼回復のため頑張っていることが分かった。一縷の望みを感じた</li> <li>・ 全職員が本件を深く理解することが改善に繋がる。法務監には、その一翼を担ってほしい</li> </ul>
提言8 公用車の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車にドライブレコーダーを設置</li> <li>・ ドライブレコーダーの管理規程の制定</li> </ul>	概ね実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レコーダーの録画時間は限られており、上書き前に確認する又は外部媒体にて保存し、遡って調査できるようにするべき</li> <li>・ GPS記録装置など運行状況をモニターできるシステムの採用を検討すべき</li> </ul>
提言9 市民による監視の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の市政に対する監視機能の向上</li> <li>・ 積極的な情報発信</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報発信は工夫が窺える。透明性の高い情報発信を期待する</li> <li>・ 議会通信簿や、市政に関する学習、市や市議会と意見交換するような市民グループの成立を期待する</li> <li>・ 市長と同様に議長、副議長の行動記録の公表をすべき</li> </ul>
提言10 提言内容の定期的な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言内容の進捗管理</li> <li>・ 評価結果の公表</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰り返される不祥事に無力感を抱く市民もあるだろう。市は現状を厳しく評価し、粘り強く改革を続け信頼回復に努めること</li> <li>・ 各施策の運用で問題が生じないように実施されたい。過度な職員の足かせにならないように配慮するとともに、市民も含めたプライバシーの保護に留意すること</li> <li>・ 評価を継続することは評価できる。今後は少なくとも年1回以上行い議事が形骸化しないように実効性を保つべき</li> </ul>